

占有物件の維持管理に関する 道路管理者から占有者への対応について

■ 占用物件の維持管理義務法定化（道路法改正:H30）

道路法上、占用物件の維持管理義務に関する規定がなく、責任の所在が明確ではなかったため、占用者が維持管理義務を有することを明記するとともに、是正措置命令権限等を規定。

■ 占用物件の点検結果等の報告規定（道路法施行規則改正:R7.7公布、R8.4施行）

➤ 八潮市における下水道管路の破損に起因した陥没事故を契機とし、占用物件の安全性を確認した旨の報告と道路管理者の求めに応じて占用物件の点検結果等について報告を求めることを省令で規定。併せて、道路管理者が適切に運用するための「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」を策定。

- **道路管理者は**一般交通に支障を及ぼさないように**道路を維持管理する義務**を負い、**占用者は**占用物件を**適切に維持管理する義務**を負う。
- 一方、占用者から点検結果等の報告を受けることで道路管理者側に情報が集まることから、占用物件が適切に維持管理されていない場合等において、**道路管理者から**占用者へ**適切な対応を求める**ことが必要。

今回策定

■ 道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き（案）の策定（R8.3予定）

占用物件の維持管理に対して、**道路管理者が速やかかつ適切に対応するために必要な手続きや判断基準等**について、**現行の適正化ガイドラインを補足する実務担当者向けの資料**として、「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き（案）」を策定。

第1 趣旨

- 道路法令に基づく道路占有者の占用物件の維持管理に関する意識の向上を図るとともに、道路占有者による適正な占用物件の維持管理及び道路管理者と地下占有者等との情報共有の強化を図ることにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応していくための対応方針を示すもの

第2 道路占有者の維持管理義務の周知徹底

- 占用物件の維持管理義務、許可更新時等及び地下占有物連絡会議における報告義務等について道路占有者へ周知

第3 占用許可申請手続等における道路管理者の対応

- 占用許可申請審査における確認内容、道路占有者へ求める占用物件の点検実施状況等の報告、附すべき許可条件等について明示

第4 平常時の道路管理者の対応

1. 道路占有者に対する啓発活動
2. 潜在的リスク物件に対する対応
 - ① 道路占有者に対する指導
潜在的リスク物件（適切な維持管理が行われているか疑義がある占用物件）について、維持管理義務の履行状況を確認するため、これまでにを行った点検の方法及び結果、当該占用物件の管理等について定めた法令、維持管理に関する計画等を報告させるなど適切な指導を実施すること
 - ② 関係行政機関との連携

第5 占用物件が道路の構造等に支障を及ぼすおそれがある場合の道路管理者の対応

1. 占用物件の損傷等を把握した場合に講ずべき措置
 - ・ 許可条件に基づき必要な措置を講じさせること
 - ・ 占用物件が維持管理がなされていないと認めるときは、速やかに修繕等の措置を講じるよう命じ、報告徴収を行うこと
 - ・ 必要に応じて立入検査を行うこと
2. 気象災害の発生が予測される場合に講ずべき措置

第6 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応

1. 速やかな解消に向けた講ずべき措置
 - ・ 許可条件に基づき必要な措置を講じさせること
 - ・ 適切な維持管理をしていないと認めるときは、速やかに修繕等の措置を講じるよう命じること
2. 再発防止に向けた講ずべき措置
 - ・ 類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告を命ずること
 - ・ 再発防止策の検討を求めること
 - ・ 必要に応じて立入検査を行うこと
3. 国土交通省道路局への報告
対応終了後、報告要件に合致するものについて国土交通省道路局へ報告すること

【論点①】損傷箇所と類似の条件下にある占用物件（以下、「類似物件」）に対して対応を求める根拠の考え方

- 現行ガイドラインでは、道路の構造又は交通に支障が生じた場合、当該占用者に原則、点検等の実施を求めている。
- 類似物件では同様の事態が生じる恐れが高く、速やかな対応が必要。

⇒類似物件に対する点検等について、同様の事態が生じる恐れが高いことから、速やかに占用者に対して類似物件の点検等を行政指導として求め、当該求めに対応をしない場合は、維持管理基準※を充足していないと判断することは適切か？

※道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。（道路法施行規則第4条の5の5）

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（抜粋）

第6 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応

1. 速やかな解消に向けた講ずべき措置

占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合には、占用許可条件に基づき、ただちに必要な措置を講じさせること。また、道路占用者が適切な維持管理をしていないと認めるときには、法第39条の9に基づき、道路占用者に対して速やかな当該占用物件の撤去、修繕等の必要な措置を講じるよう命じること。

2. 再発防止に向けた講ずべき措置

道路占用者が1.の措置を行った後、原則として道路管理者は法第39条の9に基づき、道路占用者に対して類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告を命ずること。また、再発防止策の検討も求めること。

【論点②】占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障の分析について

- 現行ガイドラインでは、占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合、道路管理者は対応終了後、一定の条件を満たすものについて国土交通省道路局へ報告することとなっている。

⇒占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障について、今後の対応検討のためにはどのような事象について報告を求めるべきか？

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（抜粋）

第6 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応

1. 速やかな解消に向けた講ずべき措置

（略）

2. 再発防止に向けた講ずべき措置

（略）

3. 国土交通省道路局への報告

1及び2の対応終了後、道路管理者は、占用物件に起因して生じた道路構造等の支障のうち、次の（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかを満たすものについて、国土交通省道路局路政課に別紙2に掲げる事項を報告すること。

（1）道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたもの


（2）社会的反響が大きいと認められるもの

（3）その他道路管理者が必要と認めるもの

【論点③】地下占用物連絡会議等において報告された点検結果に対する対応

- 地下占用物連絡会議等において報告される点検結果等や、道路構造又は交通に支障が生じた箇所の類似物件の点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された場合であっても、予算措置の都合等により措置が終了していないもの存在。
- ⇒点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことをどのように確認すべきか？

論点①～③に対する道路管理者の対応や、現行ガイドラインの運用にあたり道路管理者として留意すべき事項等を取りまとめた「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き（案）」を策定。



道路管理者が当該手引きに基づく対応をすることで、
占用物件のより適切な維持管理が実施され、安全性を確保

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)抄

(占有物件の管理)

第三十九条の八 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

(占有物件の維持管理に関する措置)

第三十九条の九 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2～7 略

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、この法律(次項に規定する規定を除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 略

第百三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第三十九条の九(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

三～十 略

第百四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一～六 略
- 七 第七十一条第一項又は第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反したとき。
- 八 略

第百六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一～七 略
- 八 第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。

○道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)抄

※令和8年4月1日施行分含む(令和七年国土交通省令第八十四号)

(占有物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占有者が、次のイ又はロに掲げる占有物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
 - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの 占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(許可を受けた道路の占有の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。)
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。))が必要と認めるものについて、当該占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。